

覚 書

（以下、「売主」という）と（以下、「買主」という）は、
両当事者間で締結される住宅売買に関し、湧別町定住住宅取得奨励補助金交付要綱の補助基準を履行
するため、下記の事項のとおり合意する。

（売買する住宅）

第1条 売買する住宅は次のとおりとする。

住宅の所在地

住宅の構造及び階数

住宅の床面積

（売主の責務）

第2条 売主は、湧別町定住住宅取得奨励補助金交付要綱第3条第1項に定める補助基準を買主に説
明する。

（買主の責務）

第3条 買主は、賃貸住宅が湧別町定住住宅取得奨励補助金交付要綱に定める補助基準を満たすこと
が出 来なくなり、売主が湧別町から当該補助金の返還を求められた場合は、売主に補助された当
該補助金相当額を支払う。

（湧別町民間賃貸住宅等取得補助要綱による補助金交付申請）

第4条 買主は、 年 月 日までに、湧別町民間賃貸住宅等取得補助要綱の補助の交付申請
をするものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、各1通を保有
する。

年 月 日

売主 住所
氏名

印

買主 住所
氏名

印